

## 半田市教育支援センター設置要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、心理的及び情緒的な要因により学校に登校していない児童生徒又は登校したくてもできない状態にある児童生徒を対象とし、適正な相談、助言及び指導や支援を行い、児童生徒の学校復帰及び社会的自立を図るための半田市教育支援センターの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設 置)

第2条 名称は、半田市教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）とし、半田市桐ヶ丘四丁目210番地内（半田空の科学館・半田市体育館内）に設置する。

2 教育支援センターが運営する教室として「マーキュリールーム（半田空の科学館・半田市体育館内）」「ビーナスルーム（亀崎公民館2階和室）」を開設する。

### (事業内容)

第3条 教育支援センターは、目的達成のために次の事業を実施する。

- (1) 不登校児童生徒の実態把握と対応策の検討
- (2) 児童生徒の立場に立った適応指導及び教育相談
- (3) 様々な支援の在り方に関する事例研究
- (4) 関係機関との連携

2 教育支援センターは、月曜日から金曜日の午前9時から午後3時までの開設とする。  
※ただし「ビーナスルーム」は、火曜日から金曜日の午前9時から午前11時30分までの開設とする。

3 土曜日・日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び半田市学校管理規則（昭和34年半田市教育委員会規則第7号）第6条第2項に規定する学校の休業日は開設しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りではない。

### (対象者)

第4条 教育支援センターの入室対象者は、市内に在住する児童生徒とする。

### (入室申込み)

第5条 教育支援センターへ入室を希望する児童生徒の保護者は、在籍する学校長へ入室願を提出する。

(入室費用)

第6条 教育支援センターの入室に係る費用は、教材費を除き無料とする。

(教育相談員等)

第7条 教育支援センターに教育相談員及び指導員を配置する。

2 教育相談員は、不登校に係る教育相談及び実態把握並びに入室児童生徒への指導や支援等を行うものとする。

3 指導員は、入室児童生徒への指導や支援等を行うものとする。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。